

香川県条例第26号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（就農支援資金特別会計）</p> <p>第3条 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の規定による青年農業者等育成センター及び融資機関に対する就農支援資金の貸付業務に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため、就農支援資金特別会計を設置する。</p>	<p>（就農支援資金特別会計）</p> <p>第3条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の規定による青年農業者等育成センター及び融資機関に対する就農支援資金の貸付業務に必要な資金の貸付事業並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定による農地保有合理化法人に対する農地保有合理化事業に要する費用に充てる資金の貸付事業の経理を明確にするため、就農支援資金特別会計を設置する。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。